



## 今月の特集

1. 今話題の裁量労働制について
2. 副業・兼業の推進に関するガイドライン
3. キッズウィークが平成30年度からスタート

### 1. 今話題の裁量労働制について

今国会でも再三取り上げられて、すっかりおなじみの言葉になった「裁量労働制」ですが、そもそも、裁量労働制って、どんな制度なの？という方もいらっしゃるかもしれませんので、今一度、裁量労働制について、簡単に説明させていただきます。

裁量労働制は、みなし労働時間制度のひとつで、実際に働いた時間ではなく、企業と従業員との間で労使協定等に定めた時間を働いたものとみなし、その分の賃金が支払われる制度のことです。（ただし、深夜・休日労働に対しては割増賃金が支払われます。）

例えば、1日の「みなし労働時間」を8時間と定めた場合、たとえ、所定労働日に9時間働いたとしても、実際に働いた時間ではなく、8時間働いたとみなされるので、その分の賃金しか支払われないことになります。

その逆に、所定労働日に7時間しか働いていなくても、8時間働いたものとして賃金が支払われます。

この裁量労働制には、専門業務型と企画業務型の2種類があります。

まず、専門業務型裁量労働制を導入するには、以下の3つを満たすことが条件となっています。

①仕事の性質上、進め方を大幅に従業員に任せなければならない。

②上司が具体的に指示をするのが困難な仕事

③業務の内容は厚生労働省が認めたもの

つまり、①と②の条件を満たしても、その業務が厚生労働省に認められたものでなければ、この制度を導入できないことになります。

次に、企画業務型裁量労働制ですが、いわゆるホワイトカラーが対象で、やはり、以下の3つを満たすことが条件となっています。

①会社運営の企画、立案、調査、分析の業務

②業務の性質上、その進め方を大幅に従業員に任せなければならない

③時間配分などについて上司が具体的に指示をしない業務

さらに、企画業務型裁量労働制を導入するには、労使委員会を設置し、その決議を経なければならず、また、導入後も定期的に労働基準監督署へ報告する義務があります。

このように裁量労働制は対象業務や業務の性質が決まられていて、導入には手続きを経ないといけません。

そして、今国会で審議されている法案には、企画業務型裁量労働制の一部営業職への適用拡大が盛り込まれています。

今国会の審議の行方を見守りたいと思います。



### 2. 副業・兼業の推進に関するガイドライン

このほど政府は、「副業・兼業の推進に関するガイドライン(案)」を発表しました。

ガイドラインには、副業・兼業の現状を踏まえて、副業・兼業の労働者側・企業側それぞれのメリットと留意すべき点、そして今後の対応について記載されています。

#### 【現状】

・副業・兼業を希望する者は年々増加傾向にある一方で、多くの企業では、副業・兼業を認めていない上、厚生労働省が示しているモデル就業規則でも「許可なく他の会社等の業務に従事しないこと」という規定がある。

・裁判例では、「労働者が労働時間以外の時間をどのように利用するかは、基本的には労働者の自由とされている。」という判例が出されている。

これらを踏まえてガイドラインでは、副業・兼業について労働者が社内では得られない知識やスキルを獲得でき、所得を増やすことができるとし、現時点で禁止や許可制にしている企業には、自社での業務に支障があるのか今一度精査したうえで、原則、副業・兼業を認める方向で検討するよう求めています。

また、ガイドラインでは、副業・兼業が長時間労働につながる恐れがあることから、労働者が労働時間や健康状態を把握して申請・届出することが望ましいとしています。

### 3. キッズウィークが平成30年度からスタート

キッズウィークとは地域ごとに夏休みなどの一部を他の日に移して学校休業日を分散化する取り組みのことです。

また、休みの日の移動は個人で決めるのではなく、各地域・自治体に決定権があります。

キッズウィークを創設した理由として、  
①キッズウィークに合わせて親にも有給休暇を取得させ、有給消化を促進させる。

②各地域で休みが分散されるため、観光地の混雑や道路の渋滞の緩和につながる。

③消費の拡大につながる。

といったことが挙げられます。

このキッズウィークが平成30年度からスタートすることが決まりました。

政府はキッズウィークをきっかけに有給休暇を取得しやすい環境の拡大につながることを期待しているようです。

#### 編集後記

「働き方改革」の一環で始まったプレミアムフライデーですが、今年の2月23日(金)で1周年を迎えました。

本誌でもNo.74号で取り上げましたが、皆様の会社では、プレミアムフライデーを取り入れていらっしゃるでしょうか？

経済産業省によると、2018年2月時点の実施企業数は800社とのことでした。

そもそもプレミアムフライデーとは毎月末金曜日に、午後3時に仕事を終え、買い物や旅行などに充てることを推奨して始められました。

しかし、プレミアムフライデーの月末は企業の決算作業などと重なり早く退社することが難しいという意見も多く、正直いまひとつ盛り上がり欠けている感があります。

今後、実施日などの見直しを含め、プレミアムフライデーの盛り上がり期待したいと思います。

【発行元】 北海道 SATO 社会保険労務士法人  
函館オフィス

〒040-0062

北海道函館市大縄町4番10号

TEL : 0138-42-2929

